

平成 26 年度第 2 回吹田市人権施策審議会会議録

1 日 時 平成 26 年 10 月 2 日 (木) 午後 3 時～午後 5 時

2 場 所 中層棟 4 階 第 4 委員会室

3 出席者

〈審議会委員〉(五十音順)

青山委員 阿久澤委員 金戸委員 田中委員 藤原(修)委員
古本委員 村田委員 山本委員 出口委員 藤原(俊)委員
的場委員

〈欠席委員〉

三浦委員

〈事務局職員〉

木下 寛和(人権文化部長) 原山 葉子(人権文化部次長) 横山 尚明(人権文化部人権平和室長) 早瀬 健次郎(人権文化部人権平和室参事) 市場 研二(人権文化部人権平和室主幹)
大田 正義(教育総務部教育政策室長) 内田 智子(教育総務部教育政策室主幹)

4 傍聴者 なし

5 会議概要

1) 「人権」についての意見交換と今後の検討課題の整理

【質疑及び意見等】

会長：今日は最初に皆さん方から「人権」についての考えをお聞きするということで進行したいと思います。それでは A 委員お願いします。

A 委員：人権が抽象的な価値観のように理解されています。人権という言葉を使っているけれど、それについてよく考えたことはないという人が多くて、ヒューマンライツというように S が付く複数形で、数えることのできるほどに具体的な権利であるはずが、具体的に考える事が無く、なんとなく抽象的にポスターのスローガンのように考えられていることに、非常に危惧をおぼえています。憲法などにも書かれている具体的な

権利を応用問題として社会の中でどう使って解いていくのかが問題であって、抽象的に考えている限りは法も制度もできないというところが日本の行き詰まっているところかなと個人的には強く思っています。

参加型のワークショップをやると明らかにはっきり出てきますけど、人権を保障する者が誰かよくわからないというのがあります。その誰かというところに国・政府・自治体という言葉がなかなかでてこないというのも、人権を非常に私的な価値観と考えていて、人権を具体的な社会の基準にして、それを実現する責任者はだれかというところを人権教育で行っていないのが大きな問題かと思います。

あと、私自身は人権意識調査をしている中で大変気になる傾向があります。「人権問題をどのように解決していきたいですか」という質問に対する選択肢で、「法や制度を作ったらい」と考える人は過半数を切りますし、「行政へ働きかける」に対しても賛成する人は過半数を超えません。これに対し「自助努力や自己責任」あるいは「能力のある人が自分の能力を生かして」、あるいは「思いやりや優しさを持つことによって義務を果たす」など、これら私的な形で人権問題を解決すべきだと考える人は7割8割とか、これは圧倒的多数になります。これはものすごい大きな変化で、能力主義で頑張っって自己責任でやればよいという回答がどこの自治体で調査をしても圧倒的多数を占めるのが現在の状況です。

それと同時にアンケート末尾の自由回答欄に最近気になる傾向が見えてきます。かつて同和対策事業は逆差別であるという書き込みがアンケートの自由回答欄に最も多かった。法が切れた後も出てくる傾向がありますが、それと合わせて生活保護をはじめとする公的扶助を受けている人たちに対するバッシングがすごく書き込まれるようになった。この人たちは責任も果たさず努力もせずに制度に乗っかって甘えている、自分たちの方が損をしている、排除されているといった逆差別的な発想の応用型かもしれないが、これらの公的扶助の受給者に対するバッシングが恐ろしく激しく出てきます。これは非常に問題だと思うのですが、つまり、制度に甘えているので差別されるのだという言い方をすることで、法や制度を作ること自体を批判する嫌な差別の表現が目立ちます。

法や制度によって公的解決を図ろうと思う人たちが少なくなっていて、公的な問題解決を支持する人たちは、自分とは関係のない問題を行政に解決してもらうことが公的解決だという意識を持っていることも現れていて、公的に問題解決することが明らかに誤解されています。そして公的解決に批判的な人たちは、学校で人権教育を受けているなど啓発にたくさん接触している人の方に多い。ということは学校で何を教わっているか、ちゃんと権利について教えているのかという問題になってくるし、公的扶助をバッシングすることで、市民が公的な解決を手放して、特権だとか得しているという言い方で揶揄し、市民が人権を自発的に手放していくような状況が今の大きな問題であって、意識調査の結果をみていると在特会の人たちの発言とかも市民の意識

とそれほど遠くは離れていないと感じます。人権を具体的に考える基準であるということと、社会的な環境の中で解決していくということを併せて考えていかないとだめだと思います。

会長：「低い公的解決への支持と誤解」がご意見のポイントと思います。社会的なレベルでどう解決していくのか、社会をどう変えていくのかという視点が弱くなっている。自己責任というか生きていく上で社会に対する責任、義務があるのは当然ですが、社会に対して私たちが積極的に関わっていく中で、こういう問題は考えていかなければならないわけで、社会に対して自分がどう責任をとっていくが大事だと思います。議論のポイントがそこらへんにあるのかと思います。

それでは、B委員お願いします。

B委員：資料に書かせていただきましたけれど、とどのつまり戦前あるいは戦後を含めて小学校、幼稚園を含めての小さいころの人権教育で、今まで何がなされて何がなされてこなかったか、ということが現実としてあると思います。

原因としては、一言ではいえませんか、幼児期からの市民権利教育が行われていなかったことにあると思います。それが日常生活のなかで一つひとつが現実感を持った共通の言葉としては定着していないと思います。こういう場で掘り下げていかなければいけないのは、これから先の人権教育を考えたときに、やはり幼児期からの市民権利の追及の教育がなされていかなければ絶対にだめだなと考えます。

会長：ありがとうございました。なにか他の委員さんのご意見質問はないですか。

A委員：人権擁護委員に来る相談としてはどんな相談が多いですか。市民の人が何を人権侵害と考えているかについてですが。

B委員：多いのは近隣問題や近隣との利害関係の相談ですね。それが原因で精神的にも苦しくなってしまった方は多いです。

会長：C委員お願いします。

C委員：社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的として活動しており、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりを基本的な形として、誰もが地域で孤立することのないように声掛け、見守りや、高齢者のサロンに集う同じ地域に住む人同士が支えあう活動をしています。また、地域の相談員であるコミュニティソーシャルワーカーや心配事相談などで、暮らしづらさを抱えている住民に寄り添い、生活課題の解決を図る取り

組みを実施しています。これらの地域福祉活動を地道にすすめることが人権意識の向上にもつながると思っています。

D 委員：私が新任教師だったころは、歴史で当たり前のごとく士農工商えた非人という身分制度を教えていました。しかしこの20年で日本の被差別民衆史の研究が進み、基本的に士農工商えた非人という身分制度は江戸時代にはなく、子どもたちも江戸時代には武士があつて、百姓、町民の間には身分差はなく同等であつたと習っています。この20年間の間に社会認識についての変更がいろいろあることを前提に考えないといけない。私は大学の人権教育論で小学校の教科書を使ってワークショップを行っていますが、新しい学習を進めていく中で大人の人にも今の小学校の社会科の教科書を読んでもらいたいと思い、6年生の教科書を資料として出しました。

今日資料として示した小学校の教科書の表現を紹介しますと、室町文化のところでは「銀閣の庭園は当時厳しい差別を受けていた人々が、すぐれた技術を用いてつくったものです。」の表現があります。江戸時代の身分ごとに異なる暮らしの記述では、武士、百姓、町人の表現で暮らしを紹介しています。また、被差別民衆はもう一つ別の身分差で記述されていて、このあたりが新しく定義されているところです。被差別民衆の中にも、苗字、帯刀が許された人たちがいましたし、農民も職人もいたことを今の子どもたちは学んでいます。また、「解体新書」の記述では、「この時、すぐれた技術や知識を生かして解剖を行い、人体の説明をしたのは、当時厳しい差別を受けていた身分の人でした」と表現されています。

新しい考え方の中では、日本の身分制度については、明治時代に新しい身分が作られ、それが第二次世界大戦が終わり日本国憲法ができるまで続いていたとされています。日本国憲法ができて身分差別がなくなり、部落差別は70年前くらいに始まります。新しい研究成果に基づいて小学校6年生の段階でここまで学習しています。

身分制度というのは大日本帝国憲法の下、第2次世界大戦終了まで成立していたという考え方がひとつあります。私はその立場で授業をしています。日本国憲法の下で部落問題差別、女性差別があるからこそ問題だと思います。

会長：今のお話でどうですか。

B 委員：今のお話を聞いて、教育が大事ということがわかったのですが、先ほど私も申し上げましたけれど、幼児期から系統的な市民権利教育というものが、今現段階ではなされていないということが現状としてあるということですか。

D 委員：平成3年、7年、11年と教科書の記述が変わりながらも、系統的にという意味では一つの流れはあると思います。しかし中学校の教科書になると厚みも増し記述も細

かくなります。これをそしゃくしながら理解させることと、受験との問題ですね。単元が終わらないとテストができないし、評価もできないので、暗記主義的な学習になりがちです。

B 委員：個々の概念ってあるでしょう。幸福追求とか個人、権利とかの文言はたぶん小学校の教科書に出ていないと思います。おそらく中学校の教科書にもあまり出ていないだろうと思います。しかし、個人の権利や生存であるとか、自由であるとかなどの記述が大事なのだろうと思います。

D 委員：個々の問題はいっぱい出てきます。具体的にはハンセン病の問題とか子どもの人権を守ること、平和であれば広島の日 8 月 6 日の式典のこと、また、沖縄、アイヌの事など人権のテーマについては教科書でいっぱい網羅されています。系統性といえばこれらを地理、歴史、公民という流れの中で教わります。ただ、教える側の意識の問題であったり、受け取る子どもたちと家庭の問題があると思います。

B 委員：生活していく中で、意識のないところでの差別がたくさんある。そのあたりは幼児期から家庭の中でも学校でも系統的に教育していくもので、学校に全てをゆだねるものではないと思います。

会長：市民権利教育はすごく大事な概念なので、ぜひ議論したいと思います。

E 委員：私が教師の頃は士農工商の身分制度を教えていた時代でした。小学校の教科書だけでなく中学校の教科書も随分変わってきたと思います。中学校の公民の授業の中で、人権については民主主義の生まれた過程に触れますので、その中で考えさせていきます。特に子どもたちはディベートの形で授業を行うと様々なことを考え、発言したり討論したりして自分たちを高め合っていきます。ただ残念ながらディベートばかりはできません。受験があるため、教科書を全部教えきってしまわなければいけないという制約が出てきます。

社会科は基本的には考えさせる授業だと思いますので、様々な公害の問題、政治、経済の問題などの事象について新聞を持ってこさせるだけで授業は成り立つのですが、それだけでは教えたことにもなりませんので、悩みながら授業は繰り返して行っていました。

その中で、地理、歴史、公民だけでなく、道徳の時間を通じての教育や、特別活動、学校行事を通しての教育、とくに吹田市の場合、小学校であれば広島、長崎への修学旅行、中学校であれば沖縄への修学旅行を行い、事前に事前学習として子どもたちがいろんなことを調べたものを発表しあい、修学旅行に行つてそれらを確認してきます。

触れるべき問題として、子どもの人権の問題、同和の問題、男女平等の問題、障がい者の問題、在日外国人、国際理解の問題、それ以外の様々な新しい人権問題がありますが、それらを他の委員が言われたように、最終的に自分たちが獲得してきた権利であり、守っていくものであり、また保障されるように要求していかねばいけない、というところは、はたしてどこまで教えきれていたかと思うところです。

F 委員：今日のテーマは、私たち審議会委員が、それぞれが考える人権についての考えを述べることと思っています。学校現場の問題とか、教育者の立場の問題からのお話がありましたが、こういう問題を考えるときに、どこがどう変わったのかを聞きたいと思えますので具体例があれば教えていただきたいことと、もう一点は委員さんたちが人権問題についてお話されましたが、その根本は部落問題だと思うのです。日本人が日本人を差別するということ。この問題があるというところから様々な人権課題が惹起してきたと私は考えていますが、これは考え方としてはどうでしょうか。ご意見いただければと思います。

E 委員：おっしゃるように人が人を差別すること自体があってはならないことですし、為政者から作られてきた身分制度あるいは意識づけがされてきていますので、それがいいのかを子どもたちには考えさせ、正しく判断できるように導いてきたつもりではおりますけれど……。

F 委員：ただ、私の立場から言えば、人権問題の柱というのは昭和40年8月11日の同対審答申。部落問題というのが日本国の戦後民主化の柱であり、答申には国民的課題である、その次に国及び地方自治体の責任というのが書かれていますが、この国民的課題というのが僕らにとっては人権問題の背骨でなければならぬと考えているのでお伺いしました。

D 委員：私の分野でいえば被差別民衆史なのですが、差別はなくならないというも授業のテーマでもあります。3年前の福島差別のように新しく差別は再生産される。時代に応じて差別の形態は変わるということです。差別の反対言葉は尊厳、尊敬なんですね。そこを日常の中で子どもたち同士の関係、社会との関係を作っていくような人権感覚を身に付けて実践してもらえれば一番と思います。

会長：同対審の答申の中に市民的権利が剥奪されているというくだりがあって、それは非常に基本的な問題であるというかたちで問題が提起されていることは、大変重要なことと思います。

G 委員：私自身がどうやって人権と出会ったかを考えた時、人の生きづらさに触れたときに考えるものだと思います。私の場合は、母をみて小さいころから女性とは何と生きづらいものかと感じていましたし、部落差別の問題についても「あの子と付き合っ
てはいけない」と大人は言うが、誰一人納得のいく説明をしてくれる大人はいませんでした。

1960年代は公害問題、沖縄返還のニュースを見ながら社会にはなんと理不尽なことが多いのかと感じていましたが、そんなモヤモヤを整理してくれたのが、大学時代に出会った部落解放運動だったのです。そこで社会を人権という観点から捉えた話を聞くことで、長年の疑問が解消されるような思いでした。私は、人権は自分が抱える矛盾と重ねて考えないとわからないのではと感じています。

仕事として子どもと話していく中で大切だと気付いたことは、子どもが何か困ったことに直面し、その問題を周囲の者が支援して解決に向かっていく時に、子どもがその過程にどう参加していくかということです。自分は解決できる人間だと認められたと思えることで、一人の人間として尊重される関係が社会の中にあるということ子どもが感じ取る。尊重されたときに回りが見えてきて、人権というものがわかるのだと感じました。

社会の中で相談体制の整備といわれていますが、中身が問題で弱者救済の相談ではなく、共に解決していくような当事者の力が発揮できるような相談体制にならないと人権について理解できないと思います。

会長：当事者が自分の問題として受けとめて解決できる支援とか関わり方を、相談の中でどうしていったらよいのか。そういう関係性を社会の中でどう作っていけるかが権利の実現の一つの柱であるということですね。

F 委員：現在私は民生児童委員を20年やらせていただいています。私は昭和37年に吹田市民になり、部落問題との出会いがありました。子どもの教育の問題、職業の問題等、様々な問題に向き合ってきました。人権って簡単に言えば、心豊かに生きることかなと考えます。しかし、宗教、人種、経済的な問題など多くの課題が社会全体に存在しています。

9月9日、私は子どもたち5～60人とお月見をしました。きれいな月で子どもたちは感動していました。しかし一方で超高齢社会の中で老後破産に直面し、同じ月を見ながら死ぬことすら願う独居の高齢者もいる。人間が生きていく上での尊厳が損なわれている現実を審議会委員はよく考えないといけないと思います。また、子どもの問題で言えば、学校に行かない子どもを10年間、毎朝家に起こしに行って学校まで送っていました。母親は健康を害していて、父親は薬物依存。こういった家庭もあります。友だちから見れば、その子は学校に来ないので良くない子どもです。しかし、

その子は母親の体が心配で学校にいけない、病院に連れて行かなければならない。ここに今の社会現象の中で一番大きな問題が潜んでいると思います。

H 委員：私は専門分野というものを持っていませんので、主婦として母親として、また仕事を通じて感じたことを資料に書かせてもらいました。「人権」という言葉も難しいと感じています。

今、ボランティアとして高齢者介護に取り組んでいます。別の委員が言われた「父兄」という言葉が男尊女卑、家長制度の名残である言葉だということも、私も今までこの言葉を知らず知らずの内に使ってきて何の違和感も持たなかったです。介護の場面でも「びっこ」「いざる」「ボケ老人」という言葉も、その方が分かりやすいという理由でつい使っています。言葉を意味とか背景を解って使うのと、何の違和感もなく使うことの違いも認識していかなければだめだなと思います。言葉の使い方、受け止め方両方あると思うんですけど、これから自分の課題として考えていきたいなと思います。

先日の新聞に、多様な考え方を学ぶ「道徳」が、早ければ2018年からの教科化をめざすと書かれていました。自分で考えて違う意見も聞きながら答えを導き出す力、考える力を子どもの頃から養えられれば、これから違った方向に行くのではないかという期待感を持っています。

会長：権利、人権という言葉は難しい。明治のころに外国から来た言葉で、福沢諭吉はその著書「西洋事情」において、アメリカ独立宣言を和文で紹介したとき、「権利」という言葉を最初「通義」と訳した。「通義」は「権利」の言葉のイメージとはかなり違います。「権利」に限らず、ヨーロッパからやってきたいろんな言葉をどのように日本語にしていけばよいか、また日本の生活の中で組み合わせていったらよいか悩んだという経過から出てきた言葉なので、どうしても解り難さは付きまといまいます。私たちの生活の中でどうもしっくりこない。それを自分たちの活動の中で自分たちのものにしていこうよという、おそらく私たちのやっていることはそういうことなんだろうと思っています。だから、わかりにくい、どう難しいのかはむしろ言ってもらった方がよいと思います。

I 委員：私は企業人権協議会の委員として思うことは、企業での人権教育においては、部落問題についての歴史認識をしっかりと学び直さないといけないということです。今学んでいる人権の授業で、かつて私が学んだ江戸時代の身分制度ではなく、子どもたちが今学んでいる身分制度の話を学びました。企業人権協議会や企業でもまだこの身分制度の話、部落差別問題の始まりの話はしていませんが研修で話せたらと思います。

また、同和の問題を企業の人権研修で行うとき、同和問題に対する忌避意識はありまして、「人権関連」とかに読み方を変えて研修を行います。また、今増えているメン

タルヘルスの問題から人権とは何かを取り組み、その中で男女共同参画や性的マイノリティの話もしています。

個々の人権を考える場合には、DNAが一つずつ違うように、みんな違って当たり前という考えに立って話します。違いが分かれば関わるができる。そして関わることで自分自身も変わっていき人権の輪も広がっていくと思います。私は違いを大切に命を大事にすることが人権だと思っていますので、人権イコール尊厳というところに繋がると思います。以上です。

会長：ありがとうございました。今日は時間の事もありますので、今回はこのあたりにします。基本理念については私の方でたたき台を作らせていただくことと、個別の課題については、それぞれ関わっていただける範囲で少しご意見いただく中で、指針をどのようにして改めていくかを個別に議論していけたらと思います。次回は今回の振り返りとまとめをして、個別の課題等については、どういうふうに私たちが議論していくのかを提起させていただいて、なおかつそれについて出来るところから材料とか資料とかをお持ちして、進められる部分については進めていけたらと思います。

やはり、審議会というのはこういうふうにお互いが理解し合えないと議論ができないと思います。私たちがいっしょになって議論を尽くすことをしなければいいものは絶対できないと思います。

今日はこれで終わりたいと思います。みなさんおつかれさまでした。